

## 県産木材利用促進事業費補助金交付要綱

令和2年3月25日付け林第1149号  
令和2年7月1日付け林第366号  
令和2年9月24日付け林第646号  
令和3年3月19日付け林第1267号  
令和4年3月24日付け林第1389号  
令和7年3月28日付け林第413号  
令和8年3月17日付け林第918号

(趣旨)

第1 県が交付する県産木材利用促進事業費補助金(以下「補助金」という。)については、補助金等交付規則(昭和32年5月31日付け島根県規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付の目的等)

第2 規則第3条による補助金の目的、交付の対象である事業の内容、補助金の額等は次に掲げるとおりとし、予算の範囲内で一般社団法人島根県木材協会(以下「木材協会」という。)に補助金を交付するものとする。

(1) 補助金交付の目的

住宅及び非住宅建築物の新築又は増改築、非住宅建築物の設計及び監理並びに非住宅建築物の内外装木質化及び備品導入において、県産木材の利用促進を通じて、地域の雇用創出や地場産業の振興に資することを目的とする。

(2) 補助対象事業

県産木材建築利用促進事業

ア 住宅・非住宅建築物建築支援

「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度実施要領(令和2年3月25日付け林第1148号。以下「認定制度実施要領」という。)第2で定める「しまねの木」活用工務店(以下「認定工務店」という。)又は認定工務店となることが確実な者が行う住宅及び非住宅建築物の新築又は増改築に対して助成を行う事業。

イ 非住宅建築物設計支援

認定制度実施要領第2で定める「しまねの木」活用建築士(以下「認定建築士」という。)又は認定建築士となることが確実な者が行う非住宅建築物の木造設計・監理に対して助成を行う事業。

ウ 非住宅建築物木質化支援

国内に整備する既存の非住宅建築物において実施する内外装木質化及び備品導入に対して助成を行う事業。

(3) 補助事業の実施方法

事業実施主体は、木材協会とする。

(4) 補助対象経費及び補助率等

別表 1 のとおりとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、本補助金の交付対象としない。
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
  - (2) 当該補助事業により整備し、又は改修する建築物を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規制対象となる営業に供する者

（補助金の交付申請）

- 第 3 事業実施主体が補助金の交付を受けようとするときは、規則第 4 条の規定により補助金交付申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。
- 2 事業実施主体は、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時においては当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助事業の変更承認申請）

- 第 4 事業実施主体が規則第 9 条第 1 項の規定により知事の承認を受けようとするときは、変更承認申請書（様式第 2 号）を知事に提出しなければならない。

ただし、別表 1 の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更についてはこの限りでない。

（繰越承認申請）

- 第 5 事業実施主体が規則第 9 条第 2 項の規定により知事に報告し、その指示を受けたときは、繰越承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

（概算払請求）

- 第 6 事業実施主体が概算払により補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める期日までに補助金概算払請求書（様式第 4 号）を提出しなければならない。

（実績報告）

- 第 7 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、規則第 10 条の規定により実績報告書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。
  - 2 提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補

助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

- 3 実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定)

第8 知事は、第3の2ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

- 2 事業実施主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の保存)

第9 事業実施主体は、補助事業を実施するに当たっては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第10 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

補助対象	補助区分	補助対象者	基本要件	補助金の額及び上限額		重要な変更
				上限額	補助金額	
ア 住宅・非住宅建築物建築支援 認定工務店又は認定工務店となることが確実な者が施工する住宅・非住宅建築物	① 住宅の新築・増改築 ② 非住宅建築物の新築・増改築	認定工務店又は施主	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施主が補助対象となる場合は県内で建築するものであること</li> <li>・ 認定工務店が補助対象となる場合は施主と直接建築に関する契約をするか、認定工務店が施主となって建築し、木材調達権限が認定工務店にあるもの</li> <li>・ 県産木材を標準木材使用量の60%以上、かつ5㎡以上使用するもの</li> <li>※ 県産木材使用量は小数第2位以下を切り捨てて第1位までとする</li> </ul>	① 1戸当たり37万5千円 ② 1棟当たり100万円	別表2	補助金の増額
	③ JAS材・内装材等の高品質・高付加価値木材製品の使用に対する加算		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県産のJAS材・内装材等の高品質・高付加価値木材製品を使用した場合は、1㎡当たり1万円を加算</li> <li>※ JAS材・内装材等の高品質・高付加価値木材製品使用量は小数第2位以下を切り捨てて第1位までとする</li> </ul>	(住宅) 1戸あたり12万5千円 (非住宅) 1棟当たり30万円	1万円/㎡	
イ 非住宅建築物設計支援 認定建築士又は認定建築士となることが確実な者で、過去に当補助事業に採択されたことがない者が、設計・監理をする非住宅建築物	非住宅建築物の設計・監理に要する経費	認定建築士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計・監理の契約者であるもの</li> <li>・ 県産木材を標準木材使用量の60%以上使用するもの</li> </ul>	1棟当たり100万円	木工事費の8.75%以内	
ウ 非住宅木質化支援	① 非住宅建築物の内外装木質化	施主又は施工者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用する木材は県産木材とする</li> <li>・ 補助対象経費は、建築物の内外装木質化に使用する県産木材の材料費とする</li> </ul>	1棟当たり100万円	1/3以内 ※千円未満切捨て	
	② 非住宅建築物への備品導入		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該備品において木材を使用している部分はすべて県産木材であること</li> <li>・ 補助対象経費は、当該備品の購入費とする</li> </ul>			
	事務費	—	本事業の実施に必要な事務費 (人件費、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃料)	—	定額	

別表2

県産木材使用量	補助金額		県産木材使用量	補助金額
5m <sup>3</sup> 以上	5.0万円	※1	38m <sup>3</sup> 以上	45.2万円
6m <sup>3</sup> 以上	6.0万円		39m <sup>3</sup> 以上	45.2万円
7m <sup>3</sup> 以上	7.0万円		40m <sup>3</sup> 以上	50.3万円
8m <sup>3</sup> 以上	8.0万円		41m <sup>3</sup> 以上	50.3万円
9m <sup>3</sup> 以上	9.0万円		42m <sup>3</sup> 以上	50.3万円
10m <sup>3</sup> 以上	10.0万円		43m <sup>3</sup> 以上	50.3万円
11m <sup>3</sup> 以上	11.1万円		44m <sup>3</sup> 以上	50.3万円
12m <sup>3</sup> 以上	12.3万円		45m <sup>3</sup> 以上	56.5万円
13m <sup>3</sup> 以上	13.6万円		46m <sup>3</sup> 以上	56.5万円
14m <sup>3</sup> 以上	15.0万円		47m <sup>3</sup> 以上	56.5万円
15m <sup>3</sup> 以上	16.5万円		48m <sup>3</sup> 以上	56.5万円
16m <sup>3</sup> 以上	18.1万円		49m <sup>3</sup> 以上	56.5万円
17m <sup>3</sup> 以上	19.8万円		50m <sup>3</sup> 以上	64.0万円
18m <sup>3</sup> 以上	21.6万円		51m <sup>3</sup> 以上	64.0万円
19m <sup>3</sup> 以上	23.5万円		52m <sup>3</sup> 以上	64.0万円
20m <sup>3</sup> 以上	25.5万円		53m <sup>3</sup> 以上	64.0万円
21m <sup>3</sup> 以上	27.6万円		54m <sup>3</sup> 以上	64.0万円
22m <sup>3</sup> 以上	29.8万円	55m <sup>3</sup> 以上	73.0万円	
23m <sup>3</sup> 以上	32.1万円	56m <sup>3</sup> 以上	73.0万円	
24m <sup>3</sup> 以上	34.5万円	57m <sup>3</sup> 以上	73.0万円	
25m <sup>3</sup> 以上	37.5万円	58m <sup>3</sup> 以上	73.0万円	
26m <sup>3</sup> 以上	37.5万円	59m <sup>3</sup> 以上	73.0万円	
27m <sup>3</sup> 以上	37.5万円	60m <sup>3</sup> 以上	83.7万円	
28m <sup>3</sup> 以上	37.5万円	61m <sup>3</sup> 以上	83.7万円	
29m <sup>3</sup> 以上	37.5万円	62m <sup>3</sup> 以上	83.7万円	
30m <sup>3</sup> 以上	41.0万円	63m <sup>3</sup> 以上	83.7万円	
31m <sup>3</sup> 以上	41.0万円	64m <sup>3</sup> 以上	83.7万円	
32m <sup>3</sup> 以上	41.0万円	65m <sup>3</sup> 以上	96.3万円	
33m <sup>3</sup> 以上	41.0万円	66m <sup>3</sup> 以上	96.3万円	
34m <sup>3</sup> 以上	41.0万円	67m <sup>3</sup> 以上	96.3万円	
35m <sup>3</sup> 以上	45.2万円	68m <sup>3</sup> 以上	96.3万円	
36m <sup>3</sup> 以上	45.2万円	69m <sup>3</sup> 以上	96.3万円	
37m <sup>3</sup> 以上	45.2万円	70m <sup>3</sup> 以上	100.0万円	

※1 住宅及び非住宅建築物の新築又は増改築の対象は5m<sup>3</sup>以上

※2 住宅の新築又は増改築の上限は37.5万円

※3 非住宅の新築又は増改築の上限は100万円

様式第1号

番 号  
年 月 日

島根県知事

様

一般社団法人 島根県木材協会  
会長

年度 県産木材利用促進事業費補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、補助金 円を交付されたく申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分  
別紙のとおり (注1)
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日

(注1) 別に定める様式による。

様式第2号

番 号  
年 月 日

島根県知事

様

一般社団法人 島根県木材協会  
会長

年度 県産木材利用促進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、補助金 円を追加(減額)交付されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容及び経費の配分  
別紙のとおり (注1)
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日

(注1) 別に定める様式による。

番 号  
年 月 日

島根県知事

様

一般社団法人 島根県木材協会  
会長

年度 県産木材利用促進事業費補助金繰越承認申請書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、事業完了予定期間内の完了が困難となったので、事業の延期を申請したく関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の概要

別紙のとおり (注1)

2 繰越を必要とする額

交付決定額 (A)	年度内完了予定額 (B)	繰越額 (C)	不用額 (D) (D = A - B - C)

3 事業完了予定年月日 年 月 日

(注1) 別に定める様式による。

番 号  
年 月 日

島根県知事

様

一般社団法人 島根県木材協会  
会長

年度 県産木材利用促進事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった補助金について、下記により金  
円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区分	交付決定額 (A)	月 日現在 予定出来高	補助金			事業完了 予定年月日
			既受領額 (B)	今回請求額 (C)	差額 (A-B-C)	
事業費	円	円 ( %)	円 ( %)	円 ( %)	円 ( %)	
事務費		( %)	( %)	( %)	( %)	
計		( %)	( %)	( %)	( %)	

(注) 「 ( % ) 」 欄には、 (A) を 100% とする割合を記入すること。

番 号  
年 月 日

島根県知事

様

一般社団法人 島根県木材協会  
会長

年度 県産木材利用促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり実績を報告します。

(なお、あわせて精算額 円の交付を請求します。)

記

1 事業の実績

区 分	金 額	内 訳
ア 住宅・非住宅建築物建築支援		
住宅の新築		
住宅の増改築		
非住宅建築物の新築		
非住宅建築物の増改築		
JAS 材等加算		
イ 非住宅建築物設計支援		
ウ 非住宅建築物木質化支援		
事務費		
合 計		

2 事業完了年月日 年 月 日

3 収支精算

区 分	収入額	支出額	差引増△減額	備 考
ア 住宅・非住宅建築物建築支援				
住宅の新築				
住宅の増改築				
非住宅建築物の新築				
非住宅建築物の増改築				
JAS 材等加算				
イ 非住宅建築物設計支援				
ウ 非住宅建築物木質化支援				
事務費				

合 計				
-----	--	--	--	--

#### 4 補助金精算

区 分	交付決定額	精算補助金額	既受領補助金額	差引補助金 未受領額
ア 住宅・非住宅建築物建築支援				
住宅の新築				
住宅の増改築				
非住宅建築物の新築				
非住宅建築物の増改築				
JAS 材等加算				
イ 非住宅建築物設計支援				
ウ 非住宅建築物木質化支援				
事務費				
合 計				

番 号  
年 月 日

島根県知事

様

一般社団法人 島根県木材協会  
会長

年度 県産木材利用促進事業費補助金消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり報告します。

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 補助金交付規則第 11 条に基づく額の確定額（ 年 月 日付け 第 号<br>による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金確定時に減額した消費税等仕入控除税額                              | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額                     | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                                      | 金 | 円 |